主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人宮岸友吉の上告趣意のうち、違憲(一四条、二二条違反)をいう点は、原審で主張、判断を経ていないから、適法な上告理由にあたらず、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年一月二六日

最高裁判所第三小法廷

勝	吉	本	坂	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郷	/]\	根	関	裁判官
_	武	野	天	裁判官